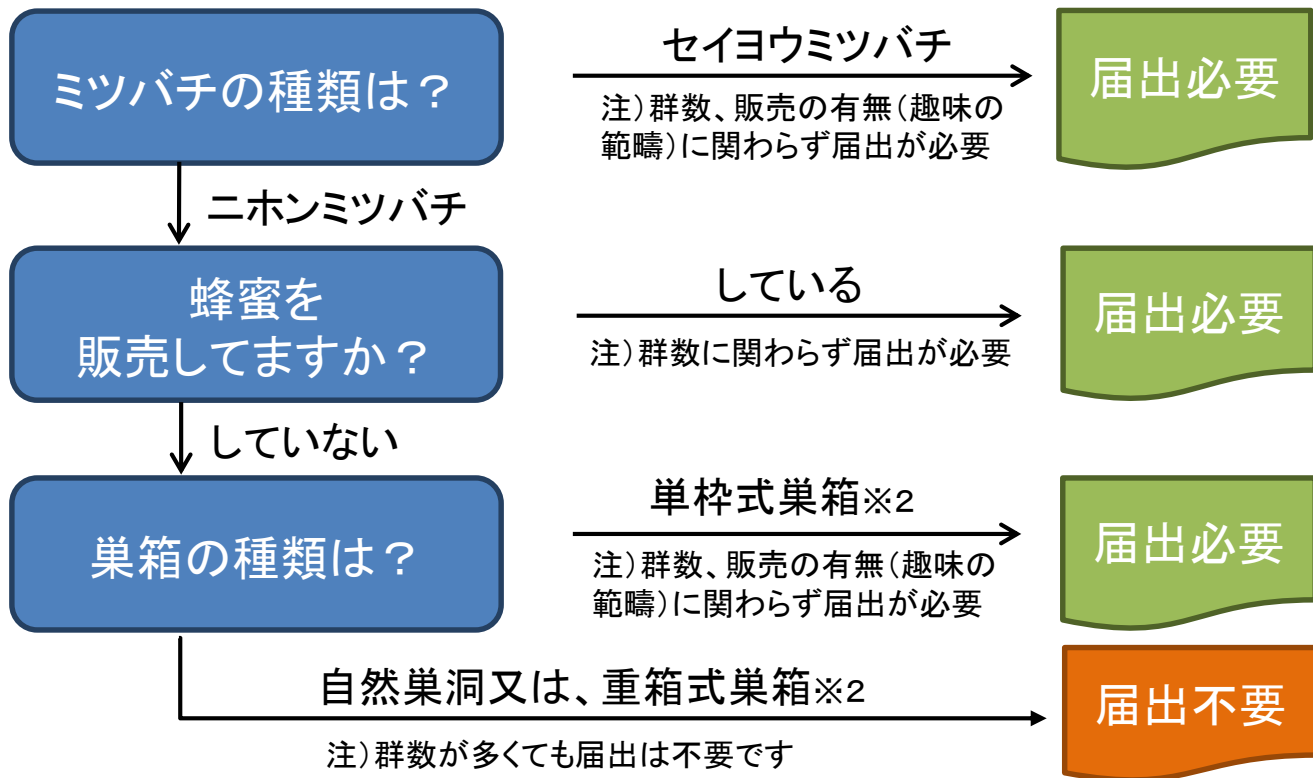


養蜂関係届出の早見表(熊本県の場合)

蜜蜂の届出が必要？ フロー図で確かめよう！



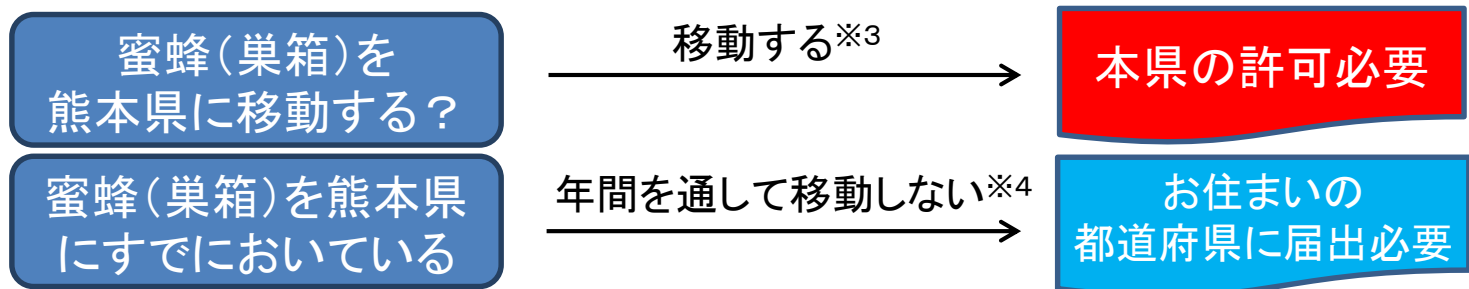
①県内在住者が県内で飼育する場合



毎年、「蜜蜂飼育届」※1を居住する住所地の市町村へ提出してください。なお、飼育者間で場所・群数等の調整が必要です。

- ※1 蜜蜂飼育届 (別記第1号様式)
- ※2 「飼育法の例」を参照ください。

②県外在住者が熊本県で飼育する場合



- ※3 熊本県畜産課までご連絡ください。
- ※4 お住まいの都道府県を経由して、熊本県に通知されます。本県飼育者との調整が必要。